

## 相談・貸付から返済までのながれ

1 お住まいの区市町村窓口へご相談ください。  
窓口で世帯の生活状況等を伺い、対象者であるか確認します。

2 貸付金の種類に応じて、必要な書類を用意し、借入申込書を記入します。  
必要書類は、ご相談内容によって追加される場合があります。

3 申込み関係書類を区市町村窓口提出してください。

4 貸付実施機関（東京都社会福祉協議会）で審査を行います。  
審査の結果により貸付できない場合もあります。  
※審査には2〜3週間程かかります。

5 東京都社会福祉協議会から借入申込者宛に審査結果通知（貸付決定の場合は借用書など）を送ります。

6 借用書に、借受人の自筆署名・押印（実印）し、必要書類とともに区市町村窓口提出してください。

7 貸付金が送金されます（借受人ご本人口座）。  
※借用書提出から貸付交付まで、2〜3週間程かかります。  
※資金使途の確認のため、領収書を区市町村に提出してください。

8 据置期間（6ヶ月）の後、返済が開始されます。

9 返済が完了すると、借用書が返送されます。

### ☆重要

申込開始日及び申込締切日は、区市町村によって異なるため、区市町村窓口へ必ずご確認ください。

（申込締切日は、おおむね令和5年1月下旬から同年2月中旬ですが、区市町村により異なりますので、お早めにご相談ください。）

## ご返済について

1 貸付金は、無利子です。ただし、借用書で約束した返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。

### 2 返済方法

① 借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です。  
（端数処理は最終回）

② 返済は、原則として金融機関からの口座引落としとなります。

## ご返済の免除（償還免除）について

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金では、高校・大学等へ入学した場合、返済が免除（償還免除）されます。

免除に際しては、免除申請書とともに入学した高校・大学等の入学証明書や在学証明書などを提出していただきます。

また、その他にも償還免除の適格要件にのっとり免除される場合がございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※ 本資金の返済が免除（償還免除）された場合は、免除された金額分について一時所得と見なされます。必要に応じて確定申告などの手続きをしてください。  
また、償還免除を受けるためには、必ず領収書の提出が必要になります。

### 個人情報の取扱いについて

この資金のご利用に際して得た個人情報は、「東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱います。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

## お申込み先 お住まいの区市町村窓口

東京都文京区本郷四丁目15番14号  
社会福祉法人  
文京区社会福祉協議会 貸付担当  
☎:03(5615)8017 FAX:03(5800)2966

東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業

検索



270

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和4年度

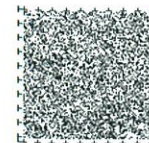
# 受験生 チャレンジ支援 貸付事業 貸付金のご案内

中学3年生  
高校3年生等に  
塾費用や受験料を  
無利子で貸付

高校、大学等に  
入学した場合  
返済が免除

中途退学した方の  
再チャレンジにも

東京都



## 受験生チャレンジ支援貸付事業 区市町村窓口一覧

| 区市町村名 | 窓口                                 | 電話           | 区市町村名 | 窓口                     | 電話                  |
|-------|------------------------------------|--------------|-------|------------------------|---------------------|
| 千代田区  | 保健福祉部生活支援課                         | 03-5211-4126 | 武蔵野市  | 武蔵野市民社会福祉協議会           | 0422-23-0701        |
| 中央区   | 中央区社会福祉協議会                         | 03-3206-0506 | 三鷹市   | 三鷹市社会福祉協議会             | 0422-46-1108(代)     |
| 港区    | 子ども家庭支援センター                        | 03-5962-7214 | 青梅市   | 健康福祉部福祉総務課             | 0428-22-1111(内)3630 |
| 新宿区   | 新宿区社会福祉協議会                         | 03-5292-3250 | 府中市   | 福祉保健部地域福祉推進課           | 042-335-4161        |
| 文京区   | 文京区社会福祉協議会                         | 03-5615-8017 | 昭島市   | 昭島市社会福祉協議会             | 042-544-0388        |
| 台東区   | 台東区社会福祉協議会 生活支援係                   | 03-5828-7547 | 調布市   | 調布市社会福祉協議会             | 042-481-7693        |
| 墨田区   | 福祉保健部厚生課厚生係                        | 03-5608-6151 | 町田市   | 町田市社会福祉協議会             | 042-722-4898        |
| 江東区   | 受験生チャレンジ支援貸付相談窓口                   | 03-3647-9660 | 小金井市  | 小金井市社会福祉協議会<br>(地域福祉係) | 042-386-0294        |
| 品川区   | 福祉部生活福祉課                           | 03-5742-6545 | 小平市   | 小平市社会福祉協議会             | 042-344-1217        |
| 目黒区   | 健康福祉部福祉総合課                         | 03-5722-9249 | 日野市   | 健康福祉部サービスネットワークセンター    | 042-581-3812        |
| 大田区   | 大田区社会福祉協議会                         | 03-3736-2026 | 東村山市  | ほっとシティ東村山              | 042-306-3427        |
| 世田谷区  | 世田谷区社会福祉協議会<br>(ぶらっとホーム世田谷)        | 03-5431-5355 | 国分寺市  | 国分寺市社会福祉協議会            | 042-324-8401        |
| 渋谷区   | 渋谷区社会福祉協議会                         | 03-5457-2200 | 国立市   | 健康福祉部福祉総務課庶務係          | 042-578-2111(内)404  |
| 中野区   | 中野区社会福祉協議会                         | 03-5380-5775 | 福生市   | 福生市社会福祉協議会             | 042-552-2121        |
| 杉並区   | 杉並福祉事務所秋葉事務所                       | 03-3398-9104 | 狛江市   | 狛江市社会福祉協議会             | 03-3488-0294        |
|       | 杉並福祉事務所高円寺事務所                      | 03-5306-2611 | 東大和市  | 東大和市社会福祉協議会            | 042-564-0012        |
|       | 杉並福祉事務所高井戸事務所                      | 03-3332-7221 | 清瀬市   | 福祉・子ども部生活福祉課庶務係        | 042-492-5111(内)1333 |
| 豊島区   | 豊島区民社会福祉協議会                        | 03-6388-0055 | 東久留米市 | 福祉保健部福祉総務課             | 042-470-7749        |
| 北区    | 北区社会福祉協議会                          | 03-3907-9494 | 武蔵村山市 | 武蔵村山市社会福祉協議会           | 042-566-0061        |
| 荒川区   | 荒川区社会福祉協議会                         | 03-5615-3440 | 多摩市   | 健康福祉部福祉総務課             | 042-400-0868        |
| 板橋区   | 板橋福祉事務所                            | 03-3579-2322 | 稲城市   | 稲城市社会福祉協議会             | 042-401-5294        |
|       | 赤塚福祉事務所                            | 03-3938-5126 | 羽村市   | 羽村市社会福祉協議会             | 042-554-0304        |
|       | 志村福祉事務所                            | 03-3968-2331 | あきる野市 | あきる野市社会福祉協議会           | 042-533-3548        |
| 練馬区   | 練馬総合福祉事務所(〒176の方)                  | 03-5984-4742 | 西東京市  | 西東京市社会福祉協議会            | 042-497-5073        |
|       | 光が丘総合福祉事務所(〒179の方)                 | 03-5997-7714 | 瑞穂町   | 瑞穂町社会福祉協議会             | 042-557-0159        |
|       | 石神井総合福祉事務所(〒177の方)                 | 03-5393-2802 | 日の出町  | 日の出町社会福祉協議会            | 042-597-4848        |
|       | 大泉総合福祉事務所(〒178の方)                  | 03-5905-5263 | 檜原村   | 檜原村社会福祉協議会             | 042-598-0085        |
| 足立区   | 中部第一福祉課                            | 03-3880-5875 | 奥多摩市  | 奥多摩市社会福祉協議会            | 0428-83-3855        |
|       | 中部第二福祉課                            | 03-3880-5419 | 大島町   | 大島社会福祉協議会              | 04992-2-3773        |
|       | 千住福祉課                              | 03-3888-3142 | 利島村   | 利島村社会福祉協議会             | 04992-9-0018        |
|       | 東部福祉課                              | 03-3605-7129 | 新島村   | 新島村社会福祉協議会             | 04992-5-1239        |
|       | 西部福祉課                              | 03-3897-5013 | 神津島村  | 神津島村社会福祉協議会            | 04992-8-0819        |
|       | 北部福祉課                              | 03-5831-5797 | 三宅村   | 三宅島社会福祉協議会             | 04994-8-5888        |
|       | くらしと心の福祉センター(国際業務中心)               | 03-3880-5705 | 御蔵島村  | 総務課                    | 04994-8-2121        |
| 葛飾区   | 葛飾区社会福祉協議会                         | 03-5671-5175 | 八丈町   | 八丈町社会福祉協議会             | 04996-2-2609        |
| 江戸川区  | 江戸川区社会福祉協議会                        | 03-5662-7638 | 青ヶ島村  | 総務課庶務民生係               | 04996-9-0111        |
| 八王子市  | 八王子市社会福祉協議会                        | 042-620-7282 | 小笠原村  | 村民課福祉係                 | 04998-2-3939        |
| 立川市   | 立川市社会福祉協議会<br>(立川市くらし・しごとサポートセンター) | 042-503-4308 |       |                        |                     |

【事業実施主体】東京都社会福祉協議会 03-3268-7189

【事業管轄】東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課 03-5320-4072

令和4年4月1日現在

## 貸付資金の内容

### 学習塾等受講料貸付金

| 対 象   | 中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方※1 | 貸付限度額 | 200,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。※2 |
|-------|------------------------|-------|-------------------------------------------|
| 貸付の範囲 | 対象となる学習塾等の費用※3         |       |                                           |

### 貸付対象となる学習塾とは

- ・児童、生徒又は学生を対象とし、有償での学力の教授を直接又は通信で行うもの
- ・一定期間以上運営を継続していること

### 受験料貸付金(高校受験料)

| 対 象   | 中学3年生又はこれに準じる方※1                                                 | 貸付限度額 | 27,400円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。※2 |
|-------|------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------|
| 貸付の範囲 | 対象となる高等学校等の受験料※3<br>・1度の貸付で4回(校)分の受験料まで貸付可<br>・1校当たりの受験料は2万3千円まで |       |                                          |

### 貸付対象となる高等学校等とは

- ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(同法第1条)

### 受験料貸付金(大学受験料)

| 対 象   | 高校3年生又はこれに準じる方※1 | 貸付限度額 | 80,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。※2 |
|-------|------------------|-------|------------------------------------------|
| 貸付の範囲 | 対象となる大学等の受験料※3   |       |                                          |

### 貸付対象となる大学等とは

- ・学校教育法に規定する大学、短期大学、専門職大学、専修学校、各種学校(同法第1条、第124条、第134条)

※1 準じる方とは、中学3年又は高校3年に在籍していない進学を目指す方(高校・大学等中途退学者、高卒認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生、編入希望者等)です。

※2 ただし、中学3年生のときに貸付を受け、高校3年生で再度申し込むことは可能です。

※3 目的を同じくする他の公的制度を利用している場合、他の公的制度で受けた額以上に貸付が必要となる限り、その差額について申込が可能です。

| (両資金共通) |                                                             | 貸付利率     | 無利子         |
|---------|-------------------------------------------------------------|----------|-------------|
| 貸付の範囲   | 原則未払いであるが、既払いでも申請年度の4月1日以降の貸付対象費用であることがわかる証明(領収書等)があれば申請が可能 |          |             |
| 据置期間    | 貸付を行った年度末の翌日から6か月以内                                         | 返済(償還)期間 | 据置期間経過後5年以内 |

## ご利用いただける方

### 次の全てに該当し、区市町村窓口において受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者であると判断された方

- 1 現に要支援者(対象となる受験生)を養育する世帯の生計中心者(18歳以上)であること。
- 2 世帯(父母等養育者)の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること。

| 【総収入】  |           |           |           |           | 【合計所得金額】 |           |           |           |           |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 世帯人数   | 2人        | 3人        | 4人        | 5人        | 世帯人数     | 2人        | 3人        | 4人        | 5人        |
| 一般世帯   |           | 4,410,000 | 5,049,000 | 5,737,000 | 一般世帯     |           | 3,087,000 | 3,599,000 | 4,149,000 |
| ひとり親世帯 | 4,057,000 | 4,966,000 | 5,772,000 | 6,396,000 | ひとり親世帯   | 2,805,000 | 3,532,000 | 4,175,000 | 4,674,000 |

※世帯人数とは、父母等養育者、要支援者、18歳未満(就労中・無職の場合は除く。ただし未就学児は除かない。))の子供及び18歳以上の就学中(浪人生を含む。))の子供の人数  
※賃貸物件に住んでいる方は年額上限84万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。  
※営業所得など、給与収入額以外の所得がある場合等には、合計所得金額で確認します(家賃分の減額はできません。))。
- 3 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること。
- 4 土地・建物を所有していないこと。(現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は、対象とならない場合がありますので、ご確認ください。)
- 5 都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること。
- 6 生活保護受給世帯の世帯主又は世帯員でないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと。

※詳細については、お住まいの区市町村窓口へお問い合わせください。